

奈 教 総 第 4 9 7 号  
平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日

奈良市監査委員	吉 田 肇 様
同	中 嶋 肇 様
同	池 田 慎 久 様
同	船 越 義 治 様

奈良市教育委員会  
委員長 杉 江 雅 彦

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 7 年 3 月 2 8 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 6 年度包括外部監査の結果に関する報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を通知します。

## 補助金等に関する事務執行状況について

### (1) 奈良朝鮮初中級学校私学振興費補助金（教育総務部 教育総務課）

#### 【監査結果の要旨】

要綱が全く無く、金額の算出方法が不明確である。また、補助金に関する提出書類に不明瞭な部分が多く、実地調査による会計帳簿や証憑整理などの指導等決算内容について充分審査を行う必要がある。

#### 【措置の内容】

補助金の交付要綱作成を検討中、提出書類については学校に対し実地調査による書類等の指導に努め、決算内容について十分審査を行った。

### (2) 奈良私立幼稚園就園奨励費補助金（教育総務部 学務課）

#### 【監査結果の要旨】

奈良私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条では、補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は6月30日までに補助金の申請手続きをすることになっているが、事務手続き上所得証明の提出期限に無理があると思われる。よって、実情にあったように要綱を変更されたい。

#### 【措置の内容】

補助金交付要綱を改正し、補助金等交付申請書等の提出締め切りを7月31日に改め、17年度予算にかかる幼稚園奨励費補助金から適用するようにしました。

### (3) 奈良市教育協議会補助金（教育総務部 学校教育課）

#### 【監査結果の要旨】

教育協議会会長が部会ごとの事業計画書・事業報告書・実施内容・決算報告書・領収書を手入し保管しているが、学校教育課は実績報告書と収支決算書を手入しているのみで、各部会の活動内容や補助金の使途を確認できていなかった。

41部会のうち3部会は補助金を食糧費に充てている割合が高かった。補助対象経費は明確に定められていないが、食糧費は自己負担とすべきであった。

#### 【措置の内容】

従来は各部会が教育協議会会長に提出していた事業報告書・事業実施内容・会計決算報告書・領収書綴一式を、平成16年度分については学校教育課に提出させ、各部会の内容や補助金の使途を確認しました。

今後も適正な執行に努めます。

食糧費については補助対象外の経費であり、自己負担とすることを指示徹底し、平成16年度分については、食糧費を支出した部会はありませんでした。また、食糧費のかからない工夫(事業の中身・時間帯)をするよう指導しました。

(4) 指定文化財補助金(社会教育部 文化財課)

【監査結果の要旨】

補助金交付申請書の提出時期を早め、その後変更があれば、補助事業等変更・中止・承認申請書で対応すべきであった。

【措置の内容】

指定文化財補助金交付申請書の提出時期を早め、事業を開始するよう指導するとともに、その後に事業変更が生じた場合には、補助金計画変更承認申請書で対応するよう指導を行った。

(5) 奈良市体育協会加盟団体等への運営補助金(社会教育部 体育課)

【監査結果の要旨】

奈良市陸上競技協会の実績報告書に添付された決算書は予算書と同一のものであったので、領収書の提出を求めたところ証憑類が提出されなかった。協会側には補助金を受けて活動しているという意識が欠如しており、適切な指導監督を行うべきである。

各協会(相撲協会、水泳連盟、卓球協会、なぎなた連盟、ソフトボール協会)から提出された決算書について領収書の提出を依頼したところ、一部の項目について領収書が入手、保管されていなかった。特に報償費関係については、入手されていない場合が多いが、少なくとも協会の支出明細に支出先の受領印を入手するなどの徹底が必要である。また、交通費については、高速料金、ガソリン代に係る領収書を運転手から入手し保管するべきである。奈良市としても指導監査すべきである。

各協会(卓球協会、バスケットボール協会)から提出された決算書について領収書の提出を依頼したところ、一部の項目について領収書金額が決算書金額を上回っていた。予算不足のため、役員や会計担当者が個人負担を行ったと考えられるが、その場合にも会員負担額などの収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上すべきである。同じような支出でも、団体によって決算書で表示される経費項目が異

なっていた。よって、各経費項目ごとに処理すべきルールを作り、それに沿って決算書の作成を依頼することによって管理もしやすくなると考えられる。

(流祖柳生石舟斎奉納剣道大会補助金) 決算書について領収書の提出を依頼したところ、剣道大会審判員に対する謝礼金について領収書を入手していない。謝礼金についても領収書等の入手が必要であると考えられる。

(奈良市早朝軟式野球大会補助金) 打合せ会議の移動にレンタカー代を支出しているにもかかわらず、決算書に反映されていない。予算不足のため個人負担を行ったと考えられるが、収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上すべきである。

(奈良講武会事業補助金) 大会参加費について、明細のみが添付されており領収書が保管されていない。特に異常な項目、金額はなく問題はないと考えられるが、添付が困難な在来線交通費等を除き領収書の入手、保管が必要であると考えられる。また、懇親会費用負担分は、懇親会支出金額から個人負担額を差し引いた残額が計上されたものであるが、個人負担額として収入額に計上するとともに支出全額を計上すべきである。

#### 【措置の内容】

奈良市陸上競技協会には、奈良市から補助金を受けて活動していることを再認識するとともに、領収書等の証憑類を保管し、正確に会計事務を行うよう指導を行った。また、16年度決算報告書の提出を求め証憑類が添付されているか等の確認も行った。

各協会に領収書入手・保管するよう指導を行った。また、16年度決算報告の提出を求め、証憑類が添付されているのかの確認を行った。個人負担を行った場合には、収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上するよう指導を行った。

各経費項目ごとに処理すべきルール作りを行い経費項目の表示を統一した。

審判員に対する謝礼金についての領収書を入手するよう指導した。

個人負担を行った場合には、収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上するよう指導を行った。

領収書を入手、保管するよう指導するとともに、個人負担を行った場合には収入項目を設けるとともに、支出額を適切に計上するよう指導を行った。